



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757
e-mail：hata50911@gmail.com



令和6年分年末調整の ご準備はお早めに

◆定額減税対応は年末調整 でも発生

6月1日以降に支払う給与等から定額減税が実施されましたが、令和6年分年末調整においても対応は発生します。

例えば、令和6年6月2日以後に採用した従業員は月次減税を行っていないので、年末調整で定額減税額の控除（年調減税）を行うほか、令和6年7月以降に子どもが生まれ扶養親族の人数が増えた場合、定額減税額の差額は年末調整または確定申告により精算するなどがあるためです。

◆「給与所得者の保険料控除 申告書」が変更

令和5年度税制改正により保険料控除申告書の記載事項に改正があり、令和6年10月1日以後提出分、つまり令和6年分年末調整から適用されます。

保険金等の受取人と申告者との続柄を記載する欄が削除され、様式に変更があります。

◆「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に定額減税に係る記載欄が追加

月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者がその後就職等し、令和6年分の合計所得金額が48万円超となった場合、年調減税額の計算に含めないため、定額減税の対象となるかを確認するための欄等が追加されています。

◆改正対応は令和7年も 続く

さらに、令和5年度税制改正により、令和7年1月以降、扶養控除等申告書について「簡易な申告書」が導入されます。

このように、令和6年分年末調整から令和7年1月の源

泉徴収事務においては、様々な改正に対応しながら正確に実務を行うことが求められます。事前の周知や、早めの書類配付および回収などが望ましいと言えるでしょう。

【国税庁「変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供）」
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho_shorui/index.htm

【同庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年5月改訂版】）」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

公的年金 令和6年財政検証の結果が公表されました

財政検証は「年金の健康診断」ともいわれ、5年に一度、今後100年間の年金財政がもつかをチェックするものです。

◆給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見直し

会社員の夫と専業主婦世帯のいわゆる「モデル年金」は、今年度は月額22万6,000円

で、現役世代の男性の平均手取り収入37万円に対する割合（所得代替率）は、61.2%です。なお、所得代替率は、法律で50%を下回らないことが約束されています。

今の年金制度は、将来に備えて、給付水準を物価や賃金の上昇率よりも低く調整する「マクロ経済スライド」が行われていますが、4つの経済前提ケースで、調整終了年度と所得代替率は以下のとおりとなりました。

(1) 高成長実現ケース（経済成長率1.6%、賃金上昇率2.0%）→2039年度に調整終了。所得代替率56.9%。

(2) 成長型経済移行・継続ケース（経済成長率1.1%、賃金上昇率1.5%）→終了年度2037年度。所得代替率57.6%

(3) 過去30年投影ケース（経済成長率▲0.1%、賃金上昇率0.5%）→終了年度2057年度。所得代替率50.4%

(4) 1人当たりゼロ成長ケース（経済成長率▲0.7%、賃金上昇率0.1%）→2059年度に国民年金の積立金がなくなって所得代替率が50.1%となり、その後、37%から33%程度まで下がる

私たちにとって近年の実感に近いケースは(3)ですが、その場合の所得代替率は50.4%と、政府目標をぎりぎり上回る結果となりました。

◆オプション試算

そのほか、次のようなオプション試算も行われています。(1)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、(2)基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合、(3)マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、(4)65歳以上の在職者齢年金の仕組みを撤廃した場合、(5)標準報酬月額の上限の見直しを行った場合、の5つのケースについて、それぞれ4つの経済前提の下で試算が行われました。これらが来年の年金制度改正案に盛り込まれる可能性があります。なお、厚生労働省は、(2)の基礎年金の拠出期間延長・給付増額の導入は見送るとしています。

【厚生労働省「将来の公的年金の財政見直し（財政検証）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zais-ei-kensyo/index.html>

8月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

9月1日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出<雇用保険の被保険者でない場合><雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]